平成２６年（フ）第２６７号
大阪府茨木市耳原３丁目９番９号の５
破産者　エス・ディー・コーポレーションこと
檀上　　暁
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６号
大阪府岸和田市西之内町９番43号
破産者　寺岡　位忠
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８３号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番19号
破産者　河野　照男
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３７号
大阪府八尾市末広町２丁目８番70号
破産者　藤野　聡史
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４３号
広島市安佐南区長束２丁目１番20―610号
破産者　下石　伸幸
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
静岡県掛川市西大渕714番地
破産者　赤堀　芳典
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５２５１号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―317号
破産者　濵野　義彦
1　破産債権の届出期間　平成26年11月18日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後３時
平成26年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６号
広島県東広島市高屋町中島152番地32
破産者　中村　節子
1　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午後２時
平成26年10月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５６２号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目６番１―305号
破産者　上地　文夫
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後３時
平成26年10月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５号
高知市梅ノ辻８番22号、開始決定時の住所高知市高見町388番地１
破産者　弘井　絹代
1　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
2　一般調査期日　平成27年１月14日午前10時
平成26年10月21日　　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９２号
高知市朝倉本町２丁目17番47号
破産者　株式会社ヘルシースマイル
1　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午前10時20分
平成26年10月21日　　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
長野県飯田市上郷黒田40番地５　サンライフハセガワ210号
破産者　近藤　俊夫
1　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
2　一般調査期日　平成27年１月26日午後４時30分
平成26年10月20日　長野地方裁判所飯田支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第５０３号
福島県河沼郡会津坂下町大字宇内字中子山4007番地
清算株式会社　土田建設工業株式会社
代表清算人　土田　左近
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所会津若松支部

平成２６年（ヒ）第８号
大津市北大路１丁目７番15号
清算株式会社　信興商事株式会社
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第２５号
山形県上山市高松南谷地1173番地１
再生債務者　株式会社ケー・アンドハイテック
特別調査期間　平成26年12月４日から平成26年12月５日まで
平成26年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第２５号
山形県上山市高松南谷地1173番地１
再生債務者　株式会社ケー・アンドハイテック
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年12月９日午前10時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年12月１日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年11月25日
平成26年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
茨城県日立市滑川町3033番地
再生債務者　日立観光開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過したので、主文のとおり決定する。
平成26年10月20日　　水戸地方裁判所民事部

平成２６年（再）第１号
長野県大町市平22548番地
再生債務者　株式会社ヤナバ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年10月20日　　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１１号
北海道小樽市新富町14番４号
再生債務者　鈴木　文昭
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月20日から平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部